

# 長野県環境審議会議事録

日 時：平成30年9月19日（水）

午前10時から11時40分まで

場 所：長野県庁議会棟 401号会議室

## 出席委員

太田信子委員、大和田順子、加々美貴代委員、北島直樹委員、  
才川理恵委員、杉本幸治委員、中村義幸委員、林和弘委員、  
備前光正委員、平林公男委員、福江佑子委員、相田達也特別委員代理、  
奥山正樹特別委員、鈴木正勝特別委員代理、堀内崇志特別委員代理

以上 15 名

# 長野県環境審議会議事録

日時 平成30年9月19日(水)

午前10時～11時40分

場所 長野県庁議会棟 401号会議室

司会	<p>定刻となりましたので、ただいまから平成30年度 第2回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹の笠原です。よろしくお願いいたします。</p> <p>始めに先の人事異動により新たにご就任されました3名の委員の皆様をご紹介します。</p> <p>JA長野中央会農政部長の北島直樹委員様 (自己紹介)</p> <p>環境省信越自然環境事務所長の奥山正樹特別委員様 (自己紹介)</p> <p>もうおひとかた、国土交通省北陸地方整備局企画部長の内藤雅彦特別委員様でございますが、本日は公務で都合がつかないとのことでありまして、千曲川河川事務所副所長 の堀内崇志様が代理でご出席いただいております。</p> <p>次に、委員の出欠の状況をご報告します。本日、都合によりまして、打越綾子委員、大島明美委員、織英子委員、唐木一直委員の4名の委員から欠席との連絡をいただいております。</p> <p>これによりまして、本日の審議会は、委員数19名に対しまして、出席者15名で過半数の出席となります。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、事務局側でございますが、本日、高田環境部長は公務により欠席させていただきますので、ご了承ください。</p> <p>次に、お手元にお配りした資料の確認をお願いします。本日の会議資料は、会議次第と出欠名簿の他に、資料1、資料2でございます。</p> <p>本日の議題でございますが、審議事項といたしまして、「平成30年度鳥獣保護区等の指定について」の答申、報告事項といたしまして、「希少野生動植物保護回復事業計画の評価検証について」でございます。</p>
----	--

<p>平林議長</p>	<p>それでは、これから審議に移ります。議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、平林会長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議長を務めさせていただきます。委員の皆さまのご協力をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名委員は、大和田順子委員と加々美貴代委員をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>審議事項アの「平成30年度鳥獣保護区等の指定について」でございます。本件は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第4項及び同法第12条第6項において準用する同法第4条第4項の規定により、当審議会の意見を聴かれているものであり、本年5月に諮問され、「鳥獣専門委員会」において検討をいただいているものです。</p> <p>本日は、専門委員会で検討いただいた内容についてご説明いただき、さらに審議を行いたいと思います。</p> <p>それでは、「鳥獣専門委員会」の上原委員長にご出席をいただいておりますので、まずご報告をお願いいたします。</p>
<p>上原委員長</p>	<p>鳥獣専門委員会委員長の上原です。それではお願いいたします。</p> <p>本日の案件ですが、5月にこの審議会から付託をいただきました。本年度の鳥獣保護区特別保護地区等の指定に関するものです。ご報告させていただきますが、本日に至るまでの経過ですが、専門的な立場から検討を加えるために、学識経験者、関係機関、利害関係者等を構成員とする鳥獣専門委員会、我々の委員会ですが、現地調査、それから計画内容の検討、そういったことを重ねてきております。</p> <p>最初に、本日の案件、5件ございます。資料ですと1ページから2ページに及ぶものです。</p> <p>1つ目は、萱野高原鳥獣保護区特別保護地区の再指定、2つ目は、美ヶ原鳥獣保護区特別保護地区の再指定、3つ目は、志賀高原鳥獣保護区特別保護地区の再指定でございます。これらについてはいずれも、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律によって鳥獣保護区の区域内で、特に鳥獣の保護繁殖を図るため、良好な鳥獣の生活環境となっている地域を特別保護地区として指定することができます。本年10月末でいずれも10年の期間</p>

満了を迎えるため、再指定を行うものでございます。

4つ目は、熊伏狩猟鳥獣捕獲禁止区域、5つ目は、北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域に関するものでございます。農林業被害を軽減するために捕獲を促進する必要がある区域については、特定の種類を除いた狩猟鳥獣の捕獲を禁止することで、その種類だけを捕獲できる狩猟鳥獣捕獲禁止区域に指定することができます。長野県においては、狩猟期間中に限りニホンジカとイノシシを捕獲できる区域としております。熊伏については、本年10月末で10年の期間満了を迎える。それから、北大塩ですが、やはり10月末で5年の期間満了を迎える。こういうことで、再指定を行うというものです。

これらに関する鳥獣専門委員会による検討の経過ですが、8月に事務局による現地調査を行ってまいりました。続いて、8月24日には、委員により萱野高原鳥獣保護区特別保護地区の現地調査を実施いたしました。そのまま、伊那市におきまして、鳥獣専門委員会を開催して、5つの指定計画案について検討を行いました。本日はその結果となります。

調査・検討の結果につきましては、資料3ページになりますが、最初に、萱野高原鳥獣保護区特別保護地区については、信州伊那谷萱野高原小鳥の森に指定された自然豊かな地域であります。現地調査に行ってみましたが、その結果、高原内には遊歩道が整備され、箕輪町管理による植物園、水芭蕉の自生地等もあり、探鳥会、レクリエーションの場として多くの人に利用されております。また、標高差のある地形、良好な森林及び溪流、こういったものを兼ね備えておきまして、多様な鳥獣の生息地及び繁殖地となっております。町や地元の関係者によって、良好な野鳥の生息環境が維持されており、鳥獣保護区特別保護地区として再指定して鳥獣の保護繁殖を図る必要性を確認いたしました。

続きまして、美ヶ原鳥獣保護区特別保護地区についてですが、区域内の一部が、八ヶ岳中信高原国立公園の特別地域に指定されております。薄川水系の上流部に位置するため、豊富な水環境に恵まれた豊かな自然環境が、多様な鳥獣を育てております。希少猛禽類の生息も確認されております。また、区域内には、美ヶ原県民の森がありまして、森林レクリエーションの場として多くの人々が訪れる場所でもあります。これらの点からも、身近な鳥獣保護区特別保護地区として再指定する必要性を確認しております。

3つ目ですが、志賀高原鳥獣保護区特別保護地区については、区域全てが、上信越高原国立公園の特別保護地区及び特別地域に指定されております。また一部が、ユネスコエコパークにも指定され、活動も行われております。更に、水源かん養保安林にも指定されており、豊かな水環境を有していることから、野性鳥獣の生息の

ための好条件を備えており、ニホンカモシカを始めとする多くの特別天然記念物の生息も確認されております。これらの鳥獣の生息のための重要な区域であることから、鳥獣保護区特別保護地区として再指定する必要性を確認いたしました。

続きまして、熊伏狩猟鳥獣捕獲禁止区域ですが、自然豊かな森林山麓であり、沢も多く水量も豊富です。野性鳥獣の生息地として良好な環境を備えた地域であります。また、熊伏山は登山道が整備されており、手ごろな日帰り登山を楽しめることから、動植物の観察をする方々も多く、野性鳥獣保護の啓発に適した環境を整えております。こういった多様な鳥獣の生息環境を保全しつつ、区域周辺農地での農林業被害の拡大が懸念されるニホンジカ・イノシシについては、狩猟期に捕獲していくという、狩猟鳥獣捕獲禁止区域に再指定する必要性を確認いたしました。

更に5つ目、北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域については、沢や尾根が連続する起伏に富んだ地形であります。希少猛禽類を始め、多様な野性鳥獣の生息環境を有する地域となっております。しかし、地域の下流域では、農作物被害が著しく、これに対処するため、野性鳥獣の生息環境を保全しつつ、農林業被害の拡大が懸念されるニホンジカ・イノシシは、狩猟期に捕獲していく、狩猟鳥獣捕獲禁止区域に再指定する必要性を確認いたしました。なお、当該地域については、地元関係者からの要望により、指定期間を5年間としております。

以上、鳥獣専門委員会からの報告とさせていただきます。それぞれの計画案の詳細につきましては、幹事の方から説明をいたします。私からは終わります。

平林議長

引続いて幹事から説明をお願いいたします。

巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長

鳥獣対策・ジビエ振興室長の巾崎です。よろしくお願いいたします。

引き続き、資料1をお願いいたします。その前に、先程説明がありましたとおり、5月31日の諮問の際にも説明いたしました。鳥獣保護区特別保護地区等につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく制度でございまして、その指定等に当たりましては環境審議会の意見を聴くこととされております。指定に当たってのスケジュールですが、資料1の4ページの2に、指定計画策定のスケジュールがございまして、ここにありまして、5月の第1回環境審議会の中で諮問をさせていただいております。そして、鳥獣専門委員会で、8月に現地検討ということで、検討会議をしております。そして本日の第2回環境審議会でご審議いただくこととなります。

ただいま上原委員長からご報告がありましたとおり、5月の諮問以降、8月24日に鳥獣専門委員会によりまして、現地調査と検討をしていただいたところでございます。

それでは資料の5ページですが、これ以前も付けたものではございますが、今回の案件につきまして、この計画位置図に示します萱野高原鳥獣保護区特別保護地区以下5件が記載してございます。計画の詳細につきましては、6ページ以降に示してありますが、抜粋しました1ページから2ページ、それと現場の状況を、分かりづらい部分もありますが、スクリーンにより概略を説明させていただきます。

まず、萱野高原鳥獣保護区特別保護地区でございます。スクリーンに図面が入っていないので恐縮ですが、9ページに位置図がございます。上伊那郡箕輪町の東部に位置しまして、1,220haが鳥獣保護区となっております。赤の網目部分の133haが当該区域となります。

資料の1ページでございますが、鳥獣保護区の区分ですが、森林鳥獣生息地の保護でございます。昭和43年に鳥獣保護区が指定されたのに合わせて指定したもので、本年10月31日に5期目の指定期間が満了するために再指定するものでございます。

スクリーンで現地状況を見ていただきたいと思います。ここが計画地の状況でございます。ここは小鳥の森もありますが、展望台から見たエリア内の状況でございます。それから、一部ですが、区域内の森林の状況でございます。ここに小鳥の森ということで散策路が整備されておりまして、多くの方が訪れているというところでございます。このように遊歩道も整備されておりまして、散策に使われているというところです。現地調査を8月24日に行ったわけですが、これは現地調査をした様子でございます。それと、専門委員会、県の伊那合同庁舎で会議をしたというものでございます。

現地ですが、資料を見ていただければと思いますが、標高800～1,200mに位置しまして、広葉樹、或いは針葉樹が混交する森林でございます。多様な鳥獣の生息地と繁殖地となっております。萱野高原の小鳥の森ということでございまして、遊歩道も整備されて、今説明したとおり多くの方に利用されているところでございます。地域の有識者の方ですとか、管理者の方等からの聞き取りをする中で、オオタカ、フクロウ、アカショウビン等がおりまして、それ以外にもここに記載の鳥獣が生息しているということでございます。鳥獣の良好な生息環境が現在も維持されており、生息状況に大きな変化が見られないということもございまして、引き続き特別保護地区として再指定するものでございます。なお、利害関係者9名から意見をいただいております。全員が再指定に賛成というこ

とでございます。前回と同様 10 年の計画とさせていただきたいと思えます。

次に、美ヶ原鳥獣保護区特別保護地区です。資料 16 ページと 17 ページでございます。松本市の東部にあります茶臼山の西側で、薄川水系の上流部に位置しまして、3,504ha が鳥獣保護区となっており、赤の斜線部分の小県郡長和町に隣接した 764ha が当該区域となります。

資料 1 ページへお戻りください。鳥獣保護区の区分は森林鳥獣生息地の保護でございまして、昭和 43 年に鳥獣保護区が指定されたのに合わせて指定されたものでございます。同様に本年 10 月 31 日に 5 期目の指定期間が満了することになり再指定するものでございます。

それでは、スクリーンの方で、赤で囲われた部分が、計画地の状況でございます。尾根から手前側が区域となります。赤い看板が立っておりますが、森林の状況でございます。よもぎこば林道と昔は言ったのですけれども、その途中の部分でございます。

現地ですが、美ヶ原高原に近い、標高 1,100~2,000m に位置し、薄川水系の非常に豊富な水環境に恵まれた豊かな自然環境でございまして、八ヶ岳中信高原国定公園の特別地域に指定されております。地域の有識者、野鳥の会からの聞き取りでは、オオタカ、ハイタカ、ノスリ等の希少猛禽類が生息するほか、この資料に記載の鳥獣が生息しております。同じく鳥獣の良好な生息環境が現在も引き続き維持されております。また、生息状況にも大きな変化が見られないこと、それと、オオタカやチョウゲンボウなどの希少猛禽類の生息のために非常に重要な区域であること、それと、八ヶ岳中信高原国定公園に指定されるなど鳥獣の生息のために重要な区域であることから、引き続き特別保護地区として再指定するものでございます。

なお、利害関係者 8 名から意見をいただいております。7 名が賛成ということでございます。また、条件付き賛成 1 名は、松本市でございますが、区域内への施設の新設等に当たっては、許可等の手続きが円滑にできるようにして欲しいという条件付きの要望でございました。ここも引き続き、前回と同様 10 年の計画とさせていただきたいと思えます

次に、志賀高原鳥獣保護区特別保護地区でございます。22 ページをご覧くださいと思えます。下高井郡山ノ内町の南東部に位置しまして、3,402ha が鳥獣保護区となっております。緑の線で囲まれた部分、一部の南東部が群馬県に隣接しておりますが、その 1,138ha が当該区域となります。

資料 1 ページへお戻りください。鳥獣保護区の区分は、同じく森林鳥獣生息地の保護でございまして、昭和 34 年に指定されました



鳥獣保護区内に、昭和47年に指定されたもので、本年10月31日に指定期間が満了するため再指定するものでございます。

それでは、スクリーンの方をお願いいたします。計画地の状況でございます。これも、見える部分だけしかありませんが、全景の状況でございます。それと、中での森林の状況、ダケカンバ等が生えているという状況です。この図面の中に大きな池がありますが、青く塗ってある所ですが、これが大沼池になります。その周辺の森林の状況でございます。区域内の木戸池付近、それと三角池付近の森林の状況でございます。

現地は、標高1,500m～2,000mに位置しまして、天然針葉樹、天然広葉樹が混交いたします豊かな自然環境で、ここは上信越高原国立公園の特別保護地区に指定もされております。有識者からの聞き取り、或いは、ユネスコエコパークに指定されておりますので、それにかかります資料等によりますと、イヌワシ、ホンデオコジョ、ヤマネ等が生息するほか、ここに記載の鳥獣が生息しているところです。こちら鳥獣の良好な生息環境が維持されておまして、生息状況等に大きな変化が見られないこと、また、上信越高原国立公園やユネスコエコパークに指定されるなど鳥獣の生息のために重要な区域でもありますことから、引き続き特別保護地区として再指定するものでございます。

また、関係者5名から意見をいただいております、全員が賛成ということでございます。ここも前回と同様10年の計画とさせていただきます。

次に、熊伏狩猟鳥獣捕獲禁止区域でございます。資料の28ページをご覧ください。下伊那郡天龍村の東部に位置しまして、熊伏山の西側に広がる山地で401haが区域となります。

資料1の2ページをご覧くださいと思います。平成20年に当時の鳥獣保護事業計画に基づきまして、鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変更したのですが、資料1(別紙)に、今日追加させていただいたものですが、狩猟によりますニホンジカとイノシシの捕獲状況を示してありますが、ここに示しますとおり、一定の狩猟による捕獲がありますことから、引き続き指定するものでございます。

それでは、スクリーンで現地の状況を見ていただきたいと思います。赤で囲われた部分が、計画地の状況でございます。これが森林の状況。こちらは登山道もございまして、日帰り登山ができるということで、登山道も整備されているというところでございます。

森林鳥獣生息地の保護区でありましたこの区域は、標高750m～1,650mに位置します天然広葉樹を主体とします自然豊かな森林でございます。沢も多くて、水量も多いことから多様な鳥獣の生息

地となっております。また、登山道もご覧いただいたとおり整備されておりまして、日帰りの登山者が訪れているというところがございます。地域の有識者からの聞き取り、或いは現地調査によりますと、ハチクマ、ハイタカ、クマタカ、コノハズク等が生息するほか、記載の多様な鳥獣が生息しております。鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ区分変更されました、平成 20 年以降も鳥獣の保護を図るためニホンジカとイノシシを除いて狩猟による捕獲を禁止したことによりまして、その他の鳥獣の生息状況が維持されていますことから、引き続き狩猟鳥獣捕獲禁止区域として再指定するものでございます。

なお、関係者 7 名から意見をいただいております、こちらも全員が賛成ということをお願いしておりますので、10 年の計画期間とさせていただきたいと思っております。

最後に、北大塩狩猟鳥獣捕獲禁止区域でございます。資料の 34 ページと 35 ページに位置があります。茅野市の北西部に位置しまして、西側は諏訪市と接する地域の山林 800ha がこの区域となります。

資料 1 の 2 ページをお願いいたします。平成 25 年に当時の鳥獣保護事業計画に基づきまして、鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域に変更したものでございますが、これも同様、資料 1 の（別紙）にありますとおり、狩猟によるニホンジカとイノシシの捕獲状況を示してあります。このとおり一定の狩猟による捕獲がありますことから、保護するとともに、ニホンジカとイノシシについては引き続き捕れるように指定していくものでございます。

スクリーンで現地の状況を見ていただきたいと思います。写真の加減で分かりづらいと思いますが、赤で囲われた部分が計画地の状況でございます。これが森林の状況でございます。途中、けもの道がございます。ニホンジカ、イノシシ等が使っているであろうけもの道がございます。それと集落の所では、シカの防護柵が張ってございました。それとシカ被害、ちょっと見づらいますが、幹のところに縦に角でこすられたようなものがございまして、皮が剥かれたというような被害が見受けられるところでございます。

この区域は、標高 1,100m~1,770m に位置しますカラマツと天然広葉樹が混交する森林で、非常に起伏に富んだ地形であるということで多様な鳥獣の生息地となっているところでございます。地域の有識者の方、野鳥の会の方等からの聞き取りによりますと、オオタカ、ノスリ、ツミ、ハイタカ等の猛禽類が生息しているほか、記載の多様な鳥獣が生息しているところです。これも同じく鳥獣保護区から狩猟鳥獣捕獲禁止区域へ区分変更されました、平成 25 年以降も鳥獣の保護を図るために、シカとイノシシを除く狩猟による捕獲を禁止したことによりまして、鳥獣の生息状況が

維持されておりますことから、引き続き狩猟鳥獣捕獲禁止区域として再指定するものでございます。

また、関係者12名から意見をいただいております。11名が賛成ということでございます。また、条件付き賛成1名ということでございますが、条件というのは、引き続き個体数調整を、許可捕獲等によりまして積極的に進めて、農作物被害の防止策を徹底してほしいというものでございます。以上説明をさせていただきました。この北大塩を除いては10年の期間ということでございます。第12次の鳥獣保護管理計画に基づきまして、10年ということにさせていただきますいております。北大塩につきましては、地域の意見、要望もございまして、5年ということで進めさせていただきたいと思っております。

それと、鳥獣専門委員会、先程上原委員長から説明がありましたとおり現地調査をいただいた後に、検討をいただいております。資料1の3、先程お話をいただいたとおりでございます。萱野高原につきましては、以前この会議でも指摘がありましたが、ヒヨドリ、ニホンジカはこの地域を代表する鳥獣としてはふさわしくないの見直すように、代表するものを記載すべきということも指摘をいただいております。

美ヶ原では、シカが増えたからといって安易に鳥獣保護区の指定をやめるとい方向にはならないように、というご指摘もいただいております。

志賀高原につきましては、この会議でも出ましたが、安定している所でもあるので、指定期間を20年にしたらどうかという話もありましたが、やはり途中の経過を見ていくに当たっては10年が望ましいのではないかとというご意見もいただいております。

熊伏につきましては、ブッポウソウがいるのではないかとというご指摘をいただいたわけですが、この部分については生息していないのではないかとというような意見もいただいております。

北大塩につきましては、地元の意向もあることから、被害状況を見ながら期間は5年とすることが望ましいとのご意見をいただいております。

最後に、共通事項といたしまして、天然記念物や外来種などの区分がわかるように計画書には記載するようということで、記載させていただきました。それと、生息する鳥獣のデータについては最新のもの、聞取りであれ、資料であれ、新しいものをとということで、近隣における調査データや、地域の有識者の聞き取り等により、内容を見直したところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

平林議長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございませ

	<p>たらご発言願います。</p>
大和田委員	<p>前回欠席したので、その時に説明があったものと思われませんが、志賀高原鳥獣保護区で、昔は風致景観のための指定が目的であったが、近年は生態系の評価に変化してきているとあるが、この風致景観と生態系の評価はどのような違いがあるのか教えていただきたいのですが。</p>
平林議長	<p>事務局の方から説明をお願いします。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>専門委員会の中で出たわけですが、昔は景観を主体にやられてきたそうですが、今は生態系の方に移ってきているということは非常に好ましいことという意見をいただいたということでございます。</p>
平林議長	<p>恐らく、具体的にどのように生態系が変わってきているのかということをご質問されたと思います。</p>
大和田委員	<p>他の所には出ていなくて、志賀高原だけにこの文言が出ているので、この地区だけ特別に何か変化があったのか、時代の流れだとすると全体に風致から生態系の評価にきているとは思いますが、志賀高原にだけ記載があるので、何か特別な意味があったのかなと思って質問したわけです。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>志賀高原は、ユネスコエコパークに最近指定されるのにあたりまして、志賀高原についてはこういう流れだという意見で出されたものでございまして、他も一緒というのではなくて、この部分だけいただいたと考えております。</p>
大和田委員	<p>そうなると、全体の話になりますが、鳥獣保護区に指定する意味というのが、風致景観を保全することから生態系の評価の方に全体的にシフトしてきているのではないかと思うのですが、他の地域についてはそういう言及はなく、エコパークに指定されているからここだけそういう話が出たということでしょうか。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>この部分のところで、国立公園でありますことで意見が出たものですから、ここに書かせていただいたものでございます。</p>
平林議長	<p>上原委員長さん、何かご意見・コメントはありますか。</p>

上原委員長	<p>志賀高原の方は土地柄の生い立ちといいますか、歴史があるのです。志賀という名前が付いていますように、和合会の共有林の財産区の地域がかなりです。それを佐久の方、志賀の方が開発されて、今で言う一大観光地となったわけです。そんな産業というの大げさかもしれませんが、観光ですね、そういうことからするならば、まずは風致というところを大事にしていく、それを観光の特色にしていく、そういう時代があったかと思えます。他の地域でも風致、景観、ということにもなったりするのですが、他の地域でももちろん大事なことなのですが、風致景観はまた、生態というものによった上で成り立ってくるものなのです。歴史を加味しながら表現するなら志賀については、そのように記載させていただいた、そういう経過、流れがあると解釈しています。</p>
平林議長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
太田委員	<p>美ヶ原鳥獣保護区ですが、1行目に、シカが人為的に増えて環境を荒らすということで、そのためにこれを戻すための自然再生、生態系維持のためにも特別保護地区の指定が必要と書いてあるのですが、自然再生、生態系維持のために指定すると同時に、環境を荒らすシカを駆除しなければいけないと思うのですが、これに対して何か同時に進行しているものがあるのでしょうか。というのと、よく美ヶ原の牧場の柵の中にシカがいるという写真が出てくるのですが、それは同じ場所なのでしょうか。</p>
平林議長	<p>では、2点、事務局から説明をお願いします。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>捕獲につきましては、その都度、許可捕獲により積極的に捕獲に努めているところでございます。保護区ではありますが、狩猟はしない代わりに、個体数調整については可能でございますので、そういう部分については許可により、数を減らす、被害を減らすための捕獲は実施しているところでございます。区域につきましては、この前も行ってまいりましたが、牧場の所からは位置が外れております。</p>
平林議長	<p>今、ご指摘いただいたのは、3ページの鳥獣専門委員会の中での意見についてと理解していますが、1つ目の「シカが人為的に増えて環境を荒らすので、これを戻すための自然再生、生態系維持のためにも特別保護地区の指定は必要である」というこのご意見の真意をお尋ねになっているのかと思ったのですがいかがでしょうか。上原委員長さん、この意見の解説をしていただければと思います。</p>

上原委員長

メカニズムでお話させていただいた方がいいような気がしますが、難しいことをやっているのです。難しいことというのは、矛盾することを同時進行しているのです。自然は大事にしたい、でも被害は困る。自然を大事にすると、被害を及ぼしている生き物は、環境豊かになりますから食べ物が手に入ったりすると増える可能性もあるので、それは困る。それは捕獲なら捕獲で圧を付けていこうか。それで環境を適正に図りながら動物の動きもコントロールできないか、という二律背反のようなことを言っている。被害を防ぐのには、人間の力で電柵とか人為的な力で直接ダイレクトに抑えていくのもありますし、もう1つ大事にしたいのは、環境というものをしっかり維持する。しっかり維持された環境の上で、適切な生態系を作り上げる。そこに、シカあるいは他の動物も収まってほしい、というとても苦しいことをやっています。人為的に云々という部分ですが、シカに対して保護していくとかなんとかではなくて、農業という流れがあるわけです。そうすると農地から人が離れます。それは高齢化のこともあるでしょうし、高齢化ばかりではなく、機械化ということもあるわけです。おのずと人が遠ざかっていく、となると、シカがそこへ、あるいは他の動物がはみ出してきてしまう、というこれはまた、食べ物のバランスが崩れてしまうわけなのです。田畑から食べ物を得るということには、それもマイナス要因になって、過剰に増え過ぎてしまう。ですので、こっちの方もしっかり抑えながら、山の中、森林の自然の方もしっかりした環境を維持したい、これをやっていくということになると思います。

平林議長

よろしいですか。では他にご意見はありますか。

福江委員

大きく分けて2つ質問があるのですが、1つ目は、先程太田委員が質問されたことと関係があるのですが、資料1で熊伏と北大塩の捕獲禁止区域内での捕獲頭数が書かれていますが、これは確認なのですが、狩猟だけが許可されていて、個体数調整の有害捕獲もなされているのかどうか。やっていらっしゃるのであれば、両方合わせた形で、トータルの合計数の方が数として分かりやすいのではないかとというのが1点です。いただいた資料では、例えば21 ページに山ノ内町での有害鳥獣捕獲許可及び個体数調整の状況というのがありますが、では実際この保護区内での状況はどのようなかということが分かる資料があれば、より山ノ内全域に対して保護区内でのシカ、イノシシの捕獲状況はどのようなかということが分かりやすいと思いますので、すべての保護区に対して同様なフォーマットでデータを出していただけたらというのが最初の大きな質問の1点目です。まずそれをよろしくお願いします。

平林議長	事務局の方から説明をお願いします。
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	今日の追加の資料につきましては、狩猟による捕獲のみを載せてございまして、許可捕獲についてはここには入れてございません。全地域の捕獲状況は、様式等このままでやってきておりました、地域ごとに拾うということになりますと、細部の位置を全部落として拾うということになりますので、すぐにとすることはできませんが、そういう形は今後示していくようにしたいと思います。
福江委員	どうもありがとうございます。多分狩猟で捕られている捕獲数よりも、有害捕獲で捕られている捕獲数の方が多いのではないかと思います、やっぱりトータルで示していただいた方が、状況として把握しやすいと思います。多分有害捕獲に関しては、1頭当たりいくらという報奨金の形で支払われると思いますので、保護区の中でどれだけシカが捕られていて、そこにどういう報奨金の流れということも見えてくるものがあるのではないかと思います。
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	今後、様式等も検討させていただいて、これに次回からは入れ込むというような形でよろしいでしょうか。
平林議長	それでいいと思います。次回からでよろしいですよ。
福江委員	2点目ですが、先程説明していただいた中で、生息状況に大きな変化が見られないので継続をするという旨おっしゃっていたのですが、どの程度モニタリング調査といいますか、実際の生息状況のデータというものを蓄積されてきていらっしゃるのか。最新のものを使わなければいけないというご意見も出ていたようなのですが、やはり10年に1度の更新ということですので、モニタリングをした上で、更新するかどうかという裏付けをきちんとすべきではないかなと思います。と言いますのも、実際生息する鳥獣として生息種の名前が出てきていますが、よく見ていくと、コウモリ類や齧歯類、食虫類などの情報が全然書かれていないのです。特にコウモリ類などに関しては、RDBに掛かってくる種類もかなりあると思いますので、そういう情報をより蓄積していった上で評価をしていただきたいと思います。実際、8月に現地調査をされているということなのですが、多分その1回の現地調査というのは、実際に生き物の調査をするわけではなくて、生息環境を見てらっしゃるだけなのかなと思いますので、より詳細な、というよりもモニタリングをした上で、継続の有無を判断していくという流れが必要な

<p>平林議長</p>	<p>のではないかと考えます。</p> <p>そういうご意見ですが、幹事からコメントがありましたらどうぞ。</p>
<p>巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>私もコウモリ類までは分からない部分がありますが、そこまでのことについては、検討させていただきたいと思います。ただ、モニタリング等は大事でございますので、どこかへ発注するとかそういうことではなくて、色々な地域の意見、あるいは情報を得ながら、何らかのモニタリングをしながら示していきたいと思います。コウモリ類などについては、考えさせていただきたいと思います。</p>
<p>福江委員</p>	<p>自然保護課さんが作っていらっしゃる、長野県のRDBの本がありますので、そういった情報を基にしながら、実際にコウモリが分かる人は非常に少ないと思いますので、特定の種というか、そういうものに関しては、専門的な人の協力を得ながら情報を蓄積していただきたいと思います。</p>
<p>平林議長</p>	<p>ありがとうございます。ご意見はごもつともだと思えます。判断する上で、客観的な科学的データも取りながら、今事務局の方で説明があったように地元での聞き取り調査等も含めて、できるだけ客観的に、あと県でとられているレッドデータブック等の情報も併せて総合的に判断できるような資料作りを心掛けていただきたいと思いますということだと思っております。ぜひよろしく願います。他にいかがでしょうか。</p>
<p>林委員</p>	<p>前回休んでしまったので、議論されたかどうか確認したいのですが、萱野高原と美ヶ原高原に現れている外来種の記載に非常に違和感があるのですが、萱野高原のハクビシンなのですが、これは生態系が維持された環境の中で、奇しくもこのハクビシンが住んでいたというそれだけのことでしょうか。これを守るためにという意味とは違うのかという、この判断の仕方と、美ヶ原高原にいるシマリスも外来種で、上の萱野高原にはニホンリスもいる。このニホンリスとシマリスの生息環境の違いはかなり明確にあってこういう棲み分けになった外来種が入り込んできているのか。この辺が、私は知識がないので、ニホンリスを追い出してシマリスが生息域を広げたのかという心配と、ハクビシンは同様にこれを保護すると、他の動物に対してかなり影響があるというものですから、生態系の維持された環境という概念から捉えると、外来種が入っていることに違和感を感じます。</p>



平林議長	私も全く同じ意見です。説明をぜひお願いできればと思います が、両方とも特別鳥獣保護区という形で、今後10年間、外来種の 対策を考えながら取り組んでいくということだと思っておりますが、 この辺のところはどういう議論があって、どのようにお考えにな るのか説明をお願いします。
巾崎鳥獣対 策・ジビエ 振興室長	これにつきましては、生息する鳥獣ということで入れまして、 前に会議の中でも、外来種と分かるように記載を入れるようにと いうご指摘もいただきましたので、あえてここへ外来種という形 で入れたものでございまして、対策等はまた別に進めたいと思っ てますが、ここに存在するという情報として分けて入れたというも のでございます。
平林議長	対策は取りながら進めていくということによろしいでしょ うか。
巾崎鳥獣対 策・ジビエ 振興室長	被害対策等を含めて、その対策を進めながらやっていきたいと 考えております。
平林議長	というご説明でしたがいかがですか。
林委員	ハクビシンというのは、本当に困った存在なのです。生態系の 破壊者という感じがするので、この辺はかなり厳しくこれから見 ていかないと、10年スパンで見えていって、これがのさばってく ると大変なことになる。これは要注意ということをお願いします。
平林議長	とても重要なご指摘であると思っておりますけど、よろしいでしょ うか。他にいかがでしょうか。
鈴木正勝特 別委員代理	中部森林管理局でございます。萱野高原鳥獣保護区の関係では、 前回、ヒヨドリ、ニホンジカはふさわしくないのではないかと いうようなことでコメントさせていただきまして、鳥獣専門部会 でご検討いただいて、計画書の方もそういったことで反映いた さしてありがとうございます。1つ質問というか気になる点とい うことで、更新の期間が10年で、北大塩が5年ということな のですが、先程のモニタリングの話と重なるのかもしれませんが、 5年がいいのか、10年がいいのか、そこのところの判断はど のようにされているのかということをお伺いしたいというこ とでございまして。よろしくお願いたします。

平林議長	<p>期間の決定についてどういう議論があったのか説明をお願いします。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>10年につきましては、昨年同様、12次の鳥獣保護管理事業計画の中で、10年ということで決めさせていただいておりますが、国の法律では20年ということがありますが、長野県では、周辺地域の事情ですとか環境の変化があった場合のために、10年ということにさせていただいております。ただ、北大塩につきましては、指定の段階で、地域からの要望がございまして、シカが増えているということもあったのだと思いますが、5年毎にその状況を見ながら対応したいという地域の要望によりまして、5年で様子を見ていく。地域の声を聞いた上での再指定でございまして。</p>
鈴木正勝特別委員代理	<p>10年がいいのか5年がいいのか、短ければ短い程チェック機能が働くと思いますので、分からないところですが、地元への説明をすれば、場合によっては5年よりは10年の方がいいという話にもなるかと思いましたが、その辺もご検討いただければと思います。</p>
平林議長	<p>ありがとうございました。他はいかがでしょう。</p>
備前委員	<p>よろしく申し上げます。最初に美ヶ原の関係ですが、関係者の意見で松本市からご案内のように出されているご意見なのですが、具体的に、町の方に聞けという話になるかもしれませんが、こういった所に市がこれから新設とか増設等の関係手続きが必要になる施設はどんな物があるのか。今までもあったのか。また、これに対応するためには、1箇所のことではないと思うのですが、条例等でそういうところを考慮するというような対応をされるのか、その点についてお願いします。</p>
平林議長	<p>幹事、説明をお願いします。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>聞いたところでは、特に今何かの計画があるわけではないということございまして、特別保護地区になりますと、ある一定の基準を超える工作物等を設置するに当たっては許可が必要ということがありますので、その部分での許可を出してほしいというご意見だったと思います。今現在で、松本市でこれを計画しているというものは聞いてはおりません。</p>
備前委員	<p>ありがとうございます。それともう1点は、前も違う案件の時に、地図のスケールがあつたりなかつたりしたので、記載は入れて</p>

<p>平林議長</p>	<p>いただきたいと思ったのですが、北大塩の関係で、この地域、特に茅野市と諏訪との関わりで、メガソーラーの計画があるということで、これとのエリアのかぶりといいますか、そうしたものはどのように見ていらっしゃいますか。</p> <p>幹事の方から、説明をお願いします。</p>
<p>巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>区域内にメガソーラーの計画というものは確認されておられません。その話は聞いておりません。諏訪地域はだいたいソーラーの計画があるというのでも聞いておりますが、この部分についてもソーラーの計画というのは入っておりません。もしあったとしても、内容によっては、許可できないものも出てくるのではないかと考えています。ちょっとその部分は想定しておりませんので、申し訳ありません。</p>
<p>備前委員</p>	<p>私も詳細に図面を重ねて見てくれば良かったのですが、特定のシカ等狩猟されることになってくると、散弾銃とかそういったものが飛ぶということもあり得るのかなとも思ったものですから、これは再指定ですので、それに対して反対するものではありませんが、意見として言わせていただきました。</p> <p>あともう1点ですが、熊伏の関係ですが、ブッポウソウのことが書かれていて、先程も福江委員さんからモニタリングを詳細にということで、これは10年の指定期間を経て、北と南に別れると記載されているのですが、当区域には生息していないと思われると書かれているのですが、いたものがいなくなったと捉えていいのか、その辺の詳細な、今回はエリアがずれるかもしれませんが、リニアの関連の工事でもこのことが課題となっているわけですが、その辺の調査をした上での記載なのか、その点についてはいかがですか。</p>
<p>巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>これにつきましては、鳥獣専門委員会の委員の中からご意見いただいたものでございまして、リニア云々ではなく、調査によるものではないのですが、普段、天龍村に生息したとしても、指定区域内ではなくて、それを外れた所を利用しているというご意見がございましたので、このエリアには見られないということでこのように書かせていただいております。近くにはいるかもしれませんが、この区域にはいないということで入れてはなりません。</p>
<p>備前委員</p>	<p>やはりその辺が、ジビエ振興室の方と環境保全の関係との温度が違うようなところがあり得るのだろうなとも思うのですが、そこら辺は詳細な調査をした上で記載されるべきではないかなと私</p>

	<p>としては捉えておりますので、要望として申し上げます。</p>
平林議長	<p>ありがとうございました。他にいかがでしょうか。</p>
大和田委員	<p>データの取り方と記載の仕方が、地域によってまちまちなので比較ができないのですが、例えば21ページの志賀高原の有害鳥獣捕獲許可、農林水産物の被害状況という表を見ていたのですが、例えばイノシシだと、26年度は許可件数が2件なのですが、2件で37頭捕るといのはどのように捕るのだろうかとか。翌年は随分減っていて、3年目はまた29頭になったのに、被害額は692,000円に減っているとか。金額が年によってかなりばらついていきます。あるいはニホンジカは年々被害金額が増えていますが、捕獲数は平成28年は10頭しか捕られていないのかとかですね。一方、捕獲数が10頭とか29頭という数があるのですが、33ページの他の地域を見ると、捕獲件数がニホンジカ1,192頭、許可件数5件。この許可件数と捕獲数が地域によってこれだけばらつくのはいったいなぜなのでしょう。フォーマットが全部違うため比較できないので、こうした数字について、今後、フォーマット化をして比較ができるようにした方がよいのではないかと思います。また許可件数と捕獲数がなぜこんなに地域によって違うのか、教えていただければと思います。</p>
平林議長	<p>幹事の方から説明をお願いします。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>許可件数と捕獲数につきましては、1つの許可で期間が違い、例えば3カ月のところもあれば、1カ月のところもある、そういう部分で差が出てきております。そういうことで違いが生じると思います。それにつきましても、委員がおっしゃいますとおり、様式の見直しを検討しながら統一をしないといけないということは今回反省しております。今後、様式等を見直して統一するような形をとらせていただきたいと思います。</p>
平林議長	<p>よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。</p>
太田委員	<p>今の許可件数ですが、21ページの、例えばカモシカ1件の許可件数に対して15頭ですとか、27年度は20頭、28年度も20頭捕れていますが、1件でそんなに捕っているのでしょうか。</p>
巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>カモシカにつきましては、特別天然記念物ということもありまして、年に1回、文化庁の許可をいただいて、それから捕獲に入ります。地域振興局で捕獲許可を出すわけですが、だいたい12月か</p>

<p>太田委員</p>	<p>ら3月半ばくらいまでの許可を、申請した市町村に対して出します。それが1回しかありません。この頭数につきましては、文化庁へ申請して認められた頭数以内の頭数がここに入っております。農業被害、林業被害を与える、被害を及ぼしているところの近くで捕獲をするという条件付きで、カモシカの捕獲団地がありますが、その区域内での許可ということが認められておりました。志賀高原がある山ノ内町では15頭の許可が出て15頭捕った、あるいは、18頭の許可に対して26年は15頭捕ったのかもしれませんが、カモシカの許可は1回しかないという状況でございます。</p> <p>クマに関しても1回なのではないでしょうか。ツキノワグマに関して、41回で27頭とかいうのは、例えば1回限りの期間ではなくて、1ヵ月とか2ヵ月とかという感じなのですか。</p>
<p>巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>ツキノワグマにつきましては、特に人家周辺ですとか農地周辺に出てきた場合に、危険である、あるいは防除対策をしても被害が出るというような時に、ツキノワグマの捕獲許可が出されます。ですからツキノワグマについては、ずっと捕獲許可を出すということを経ずに、最小限の日数、3日なら3日、1週間なら1週間の許可を出しておいて、捕まらなければそれで済み、その後、また荒らされたということになれば、また申請をしていただいて、必要最小限の日数で捕獲の許可を出しているということがありまして、何度も出沒し申請が上がってきたというものでございます。ですから、許可があっても捕れていないというのもありますから、41件の許可があっても27頭だけ捕っているというようなことも出てきております。</p>
<p>平林議長</p>	<p>よろしいですか。この表の被害金額というのは、それぞれのニホンザルとかカモシカとか、鳥獣ごとに出ているのですが、これはどのように算出しているのですか。</p>
<p>巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>それぞれの市町村が現地調査、被害農家の方に聞き取り等をする中で、市町村が被害の額を算出して、こちらへ報告をしていただいているということでございます。</p>
<p>平林議長</p>	<p>分かりました。何かご質問、ご意見はございますでしょうか。</p>
<p>才川委員</p>	<p>何度も皆さんからフォーマットの件に関してお話があるので、少ししつこい状況になるかもしれませんが、4ページの指定計画策定のスケジュールの中を見ていきますと、今の9月で環境審議会の方で答申いただくと、その後、10月には環境省の方に既に届</p>

け出ということになっていますので、フォーマットの関係も今後見直しますと言っておられますが、次はまた10年後になってしまうかと思うので、この段階で既にしっかりしたものに作り上げて届け出されるのかということと、33ページのところで、被害状況が多いと書いてある中では、ここには当該地域の農林水産物の被害状況となっていますが、出ているのは許可件数と捕獲数だけで、被害状況が記載されていなかったもので、そういったところもしっかり記載してからの届出にしていいただければと思いました。

平林議長

幹事、それについてはいかがでしょうか。

巾崎鳥獣対策・ジビエ振興室長

今回の計画につきましては、この計画書で進めさせていただきまして、また来年になりますと違うところの特別保護地区等の再指定等が出てこようかと思っておりますので、この後見直しまして、様式は対応してまいりたいと思います。今回の計画書はこの内容で届出をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

平林議長

どういたしましょうか。結局、本日の審議会が、この計画の審議の最後で、これで答申という形になりますので、事務局の方としては時間的なものがあり、表とかフォーマットの関係についてはなかなか修正が難しいということなのですが、どういたしましょうか、皆さん。

次の時からはぜひ分かりやすい資料で作っていただいてということをお約束願って、これはこれでいくようにしましょうか。よろしいでしょうか。そうしましたらかなり妥協して、事務局の方でそういうお約束をいただいたということで、できるだけ分かりやすい資料、それから統計的なもの、フォーマット等も統一していただいで出していただければと思います。

今回の場合はこの5件ですので、5件の区分、それから指定期間というところが、先程私が最初に申し上げたようにポイントになりますので、そこのところで反対意見がなければ、それで進めたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

なお、字句等の修正につきましては、会長に一任という形でお願いいたします。

それでは、委員の皆さまからご了解をいただきましたので、審議事項アの「平成30年度鳥獣保護区等の指定について」は、そのよ

うに答申することといたしたいと思います。

次に報告事項アの「希少野生動植物保護回復事業計画の評価検証について」でございます。

幹事の方から説明をお願いします。

春日自然保護課長

自然保護課の春日でございます。私から希少野生動植物保護回復事業計画の評価検証についてご報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは資料2の1ページをご覧ください。最初に、希少野生動植物の保護回復事業計画の評価検証の概要についてご説明をいたします。1の保護回復事業計画でございますが、平成15年度に制定いたしました長野県希少野生動植物保護条例によりまして、指定種80種のうち、保護団体と連携した保護回復の取組が期待される種につきまして、順次策定を進めてきておりまして、現在14種について策定済みとなっております。

2の保護回復事業計画の評価検証についてでございます。計画策定後概ね5年を経過した保護回復事業計画につきましては、計画の実施状況とその有効性につきまして、評価検証を行っています。その保護回復事業計画に関する評価検証につきましては、平成25年度に初めて実施いたしまして、全国的にも初の事例になったものでございます。なお、この評価検証につきましては、専門委員会で評価検証の結果を審議いただき、決定していただきました。今日の環境審議会におきましては、ご報告という形になりますので、よろしく願いをいたします。

3の計画策定種と評価検証対象種でございます。既に14種について計画策定済みになっておりまして、このうち下の表にございます、ヤシャイノデ、イヌワシ、タデスミレ、オオルリシジミにつきましては、評価検証が行われまして当審議会に報告済みとなっております。今回につきましては、平成29年度の評価検証対象種のホテイアツモリ、ライチョウ、ササユリの3種のうち、ホテイアツモリとササユリを報告させていただきます。ライチョウにつきましては、次回以降の環境審議会でご報告させていただこうと考えております。なお、本年度の評価検証の対象種でございますが、表の中に平成30年度と書いております、ミヤマシロチョウ、それとフサヒゲルリカミキリにつきまして、専門委員会で評価検証にむけて現在準備を進めているところでございますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

それでは2ページをお願いいたします。4の評価検証の実

施手順でございますが、評価検証の手順といたしましては、①計画策定者である県と保護回復事業計画の実施者でありますそれぞれが自己評価を行いまして、それに対し、専門家の方々からなる②の専門小委員会において検証していただき、その後、最終的に③の希少野生動植物保護対策専門委員会において、計画の継続に関する判定をいただく、ということになっていきます。

5の評価検証結果の反映でございますが、評価検証結果を今後の保護回復事業計画に反映させるため、次の3区分で判定していただくことになっております。この3区分ですが、計画終了、計画の見直し、計画継続（部分的な修正を含む）、この3区分で判定をしていただくことになっております。以上が、保護回復事業計画及び評価検証の概要です。

それでは、今回報告をさせていただきます2種について、その評価検証の結果をご報告させていただきます。3ページをお願いいたします。最初に、ホテイアツモリ保護回復事業計画の評価検証結果についてでございます。1のホテイアツモリについてでございますが、ホテイアツモリは亜高山帯に生える多年生のランで、県内では富士見町内で自生するのみとされております。2の計画の目標・取組事項でございますが、このホテイアツモリにつきましては平成20年度に策定をいたしました計画の目標でございますが、ホテイアツモリの自生地の保護、また増殖技術の開発を進めることにより、野生個体数の回復を図ることで自然状態で安定的に維持される状態とすることを目標とする、という計画の目標となっております。

次に、3の計画策定以降の対象種の動向でございます。表の中にあります、指標①のとおり、事業実施者による、より広い範囲の現地踏査により、新たな野生株が多く発見されています。それらに対し、シカ食害等に対する保護措置や、人工交配や人為播種が実施され、指標②④のとおり、開花する株の割合や新規の実生が大きく増加しています。指標③は、基準年に開花していた株が評価年にどうなったかという指標ですが、一部の個体は何らかの理由で開花をしていない状況です。ただし、補足にありますとおり、食害等の外的要因だけでなく、自然な年変動でもある可能性があります。また、成果の項目で記載しておりますが、無菌培養による増殖技術の開発が進められ、栽培品を使ったものではありませんけれども、無菌培養株の開花に成功しており、現地の生育状況の悪化した場合に備えて、生息域外保全も並行して実施されているところであります。しかしながら、現地で確認できている株数は実生を含めて57株のみでありまして、自然状態で安定的に維持できる状態



にはなっていないと言えます。

こうした成果・現状を踏まえまして、専門委員会におきまして、継続的なモニタリングと活動継続のための支援が必要との付帯意見をいただいた上で、「計画継続」という判定がなされました。なお、5ページから11ページには評価検証シート全体を、また、12ページから14ページにつきましては事業実施者による取組や個体記録を添付しておりますので、参考にご覧いただければと思います。

続いて4ページをお願いいたします。2つ目のササユリについてでございます。まず、ササユリは林地や草原に生える多年草で、全国的には中部地方から九州地方にかけて分布をしております。県内でも東部地域を除いて広く分布をしておりますが、自生地其自然遷移等により、減少が危惧されております。ササユリにつきましては県内各地で保全活動が活発に行われており、評価に当たってはそのうち16カ所で保護活動をされている方に対するアンケート調査を行い、そのうち回答があった15者の結果から、その動向を確認しています。なお、ちょっと申し遅れましたが、このササユリにつきましては、2の(1)のところにありますように、平成22年に策定いたしました保護回復事業計画の目標といたしましては、生育地や個体群を現状以上に減少させないことを目標とする、というような計画になっております。アンケート調査によりましてその動向を確認したわけでございますが、その結果といたしまして、指標①②③にあるとおり、平成22年の計画策定以降、多くの生育地で保護活動は維持されているものの、日照の悪化や動物の食害、盗掘等により株数が減ってしまった生育地が15カ所中8カ所と過半数となっており、また活動が停滞してしまった団体もあり、状況が悪化している状況です。

専門委員会におきましては、計画の方向性としては間違っていないが、現地への支援体制が整っていないとの判定で、「計画継続」とするが、各地の活動体制強化、被害発生時の原因特定と対策、活動団体のネットワーク化の推進等が必要とのご意見をいただきました。ササユリの評価検証シート全体につきましては15ページから21ページに、また、現地調査やアンケート調査の結果につきましては22ページから24ページに添付しておりますので、参考としてご覧いただければと思います。

報告は以上です。よろしくをお願いいたします。

平林議長

はい、ありがとうございました。長野県として、保護回復事業計画を立てて、それに対して本当にうまくいっているのか

	<p>どうなのかということの評価検証するという形で進めてきており、今回はホテイツモリとササユリについての報告ということでした。</p> <p>何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。</p>
林委員	<p>「ホテイツモリソウ」という名称を我々は今まで聞いてきたのですが、「ホテイツモリ」が正式名称なんですか。</p>
平林議長	<p>幹事の方で、説明をお願いします。</p>
春日自然保護課長	<p>通常、「アツモリソウ」というような名称ですけども、この「ホテイツモリ」につきましては、正式名称は「ホテイツモリ」であり、「ソウ」はつかないということです。</p>
林委員	<p>富士見町の活動の会員の方は「アツモリソウ」になっていますから、それはそういうふうに指摘してもらった方が。</p>
平林議長	<p>ありがとうございます。他に何かご意見はございますでしょうか。</p> <p>それでは私から1つだけお尋ねしたいと思いますが、2ページのところにあるように、専門小委員会が取組経過や自己評価の内容の検証を行って、そのあと専門委員会で自己評価と検証結果に関する検討や計画の継続に関する判定を行うということで、このシステム自体は非常にいいと思います。しかし、専門小委員会のメンバーが専門委員会のメンバーから選ばれており、通常は専門小委員会のメンバーは独立しているものと思うのですが、せっかくこういうシステムを作られているのにメンバーが重複しているというのはあまりよくないのではないかという気がするのですが、その辺はいかがですか。</p>
春日自然保護課長	<p>ご指摘のメンバーの関係ですが、11ページをご覧いただいてよろしいでしょうか。資料がちょっと多くなったものですから、ここの説明は控えさせていただきましたが、ホテイツモリの専門小委員会と専門委員会の構成員を記載していません。私どもも、やはり1つの悩みとしまして、専門的見地をもっている研究者の方ですとか有識者の方が、非常に限られるということが、今後自然保護行政を進めていくうえで非常に大きな課題となっております。ここに出ていただいている方というのは、よくご存じの方々ではありますけども、一部の方はかなり高齢になられております。あとを継いでいただける</p>

<p>平林議長</p>	<p>という方を、どう確保するかということが大きな課題となっております。そういう状況の中で一部ダブらざるをえない実情があるということをご理解いただきたい。</p> <p>実情は理解しているんですけども、本来はこのシステムで行くと、やはり独立した形でもっていくのが理想形なので、こういう問題点があることをご承知のうえで、また改善していただければと思っております。議事録に記載しておいていただければと思います。</p>
<p>大和田委員</p>	<p>おそらくそれは、地元で保全しているかと思えます。例えばササユリであれば、これ静岡県の例ですが、世界農業遺産に認定されている茶草場農法というものがあまして、茶畑の周りに草場があるんですね。その草場を刈ることによってササユリが生息しているという農法です。茶草場を管理している、茶を作っている農家の方たちが普段からある種保全しているわけです。農業生物多様性ですね。そういうような状況であれば、普段から保全活動をするのは農家の方たち、地元住民の方たちであるでしょうし、そこに何らかの支援を行政がすることによって、保全がなされている。また宮城県の大崎市では10万羽を超える渡り鳥が飛来していますが、その調査に農家の人たちも参加しています。農家とか地元の子供たちとか住民が、普段から保全活動をしていって、自分たちの風致景観だけではなくて、そういう生き物がいる環境を守っていく。そのような取組はとてもしょうらしいし、専門家の方たちが調査のしかたを教える、住民参加型の生物の保全活動はいかがでしょうか。</p>
<p>平林議長</p>	<p>ありがとうございました。ほか、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
<p>福江委員</p>	<p>今の大和田委員のご意見に対してなんですけど、実際、長野県でもそういう形がとられてまして、地元の農家さんですとか、昆虫好きの方とか、そういう方たちが調査なり、実際の管理をされながら、例えば長野県の環境保全研究所の専門の研究員の方の意見を取りいれつつ、管理をしていきたいと思います。ということで、対策要綱なんかも作られてきてますので、そういった取組みは実際にやられてきていると思います。</p>
<p>大和田委員</p>	<p>ここは高齢化しているとか。</p>

福江委員	<p>高齢化は進んでいます。それは自然保護団体でも同様な課題はありまして、いかに継続的に、持続的に、そこを管理していくかっていうことは、やっぱり今後考えていなければいけないことで、人材づくりというのもやっぱり必要になってくると思います。</p>
平林議長	<p>ありがとうございました。ほか何かコメント等あれば出していただきたいと思います。</p> <p>これはとてもいい取組なので、ぜひ続けていっていただきたいと思います。</p>
太田委員	<p>すみません。私が住んでいる中山高原のところにササユリがすごくあったんですけど、どんどん減って行って、今年は一回も見なかったんですね。気候のためなのかどうなのか分からないんですけども、食害っていうよりもほとんど盗掘なんじゃないかなって思います。自然保護をして、ものすごく保護してますよ、って例えば看板を建てたりとか、人がいじってるよ、触ってるよ、見てるよ、ってわかればまだでしょうけど、そうじゃない所っていうのは、やはりどんどん採られていってしまっている。中途半端に看板を置くと、ここにありますよって見せてるようなものなので、それはいかがなものかなってということと、あと活動が地域に根付いていないというか、みんなが大事だと思っていない、大事だということが伝わっていないってことをすごく感じています。今回、環境審議会に審議委員として入らせていただいて、こんなに身近にある物が大事だったんだって新たに認識したぐらいですので、もう少し、啓蒙活動ではないですけど、みんなにわかるような、活動をしていますよっていうような、周知徹底ではないですけど、取り組んだらいいんじゃないかなっていうのはすごく感じています。</p>
平林議長	<p>ありがとうございました。他に何かございますか。よろしいですか。</p>
春日自然保護課長	<p>ご意見いただきましてありがとうございました。県では、この希少野生動植物に関しましては80種、そのうち特に特別指定希少野生動植物については80種のうちの20種ということで、指定をしていることがわかるような取組をしっかりとやっていかなければいけない。その中で、パンフレット等につきまして、市町村にはお配りをしたり、ホームページにアップしているところなんですけども、ご指摘の通り、まだまだ足りな</p>

	<p>いというところがありますので、そこは検討していかなければいけないと思っております。</p> <p>あと、取組としてご承知おきをいただければと思うのが、希少野生動植物保護監視員を県で委嘱しております。県下で120名ほど、基本の活動はボランティアでやっていただいておりますけども、この方々に監視活動をやっていただいている、というような取組をしておりますので、特に盗掘だとか困っているような所につきましては、そういう方に回っていただくとか、今後検討していきたいと思っております。そんなような取組をしているということで、ご承知おきいただきたいと思っております。</p> <p>他に何かございますか。よろしいですかね。</p> <p>以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>よろしければ、以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。</p> <p>平林会長様、委員の皆様ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の審議会を閉会させていただきます。</p> <p>なお、次回の審議会は11月を予定しております。日程等につきましては、改めて調整させていただきます。</p> <p>本日は大変お疲れ様でございました。お気をつけてお帰りください。</p>
平林議長	
平林議長	
司会	